



採用担当者からは、「人手不足で募集をかけても応募がない！」という悲鳴をよく聞きます。そんな中、日本人の就労希望者が少なく慢性的な人手不足に陥っている 14 業種に絞って外国人労働者の受け入れを拡大するため、改正入管難民法により、新たに「特定技能」という在留資格が加わります。

社会保険労務士法人トップアンドコアでは、2019 年 2 月にグループ会社として「行政書士法人グロアアップ」を設立いたしました（事業所は、本社（品川）と大阪（難波））。今後は、改正入管難民法についても行政書士法人と連携して対応することができます。また、特定技能で外国人の受け入れを予定している企業からは、すでに「登録支援機関」登録申請についてもご相談をいただいております。ぜひともご活用ください。

■ 「特定技能」として新たに受け入れが可能となる分野

以下の 14 分野が新たに「特定技能」資格をもった外国人労働者の受け入れ可能となります。

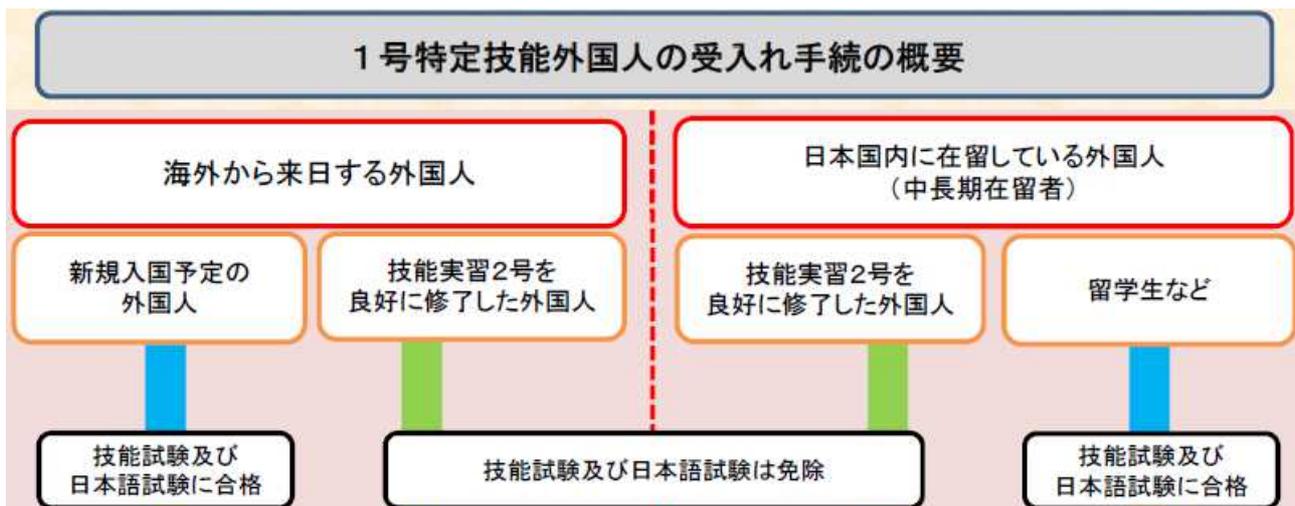
- ・ 介護、建設、農業、漁業、飲食料品製造業、宿泊、外食業、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、自動車整備、航空・造船・船用工業

※特定技能 2 号は「建設」「造船・船用工業」のみ

● 国内の外国人だけでなく、技能実習を修了して帰国している外国人も「特定技能」に！

これまでの「技能実習制度」と大きく異なる点が、「特定技能」は就労ビザであるという点です。

人手不足であると国が認めた 14 分野に限り、即戦力として雇用することができます。技能実習生の場合は、商工会などの事業協同組合が間に入っていましたが（企業単独型を除く）、特定技能であれば、雇用する企業がすべて管理することができます（企業が対応できない場合に、登録支援機関へ委託することが可能）。



※特定技能 1 号：相当程度の知識又は経験が必要

※「相当程度」を判断するため、技能試験と日本語試験が行われます（海外でも実施予定）

■ 働き方改革関連法による改正労働基準法の施行がまもなくです！

厚生労働省のHPで「改正労働基準法に関するQ & A」が公表されています。2019 年 4 月 1 日からスタートする内容について、改めて確認しておきましょう。

【残業時間の上限規制（36 協定）について】

Q：同一企業内で転勤した労働者について、36 協定により延長できる時間（月 45 時間、年 360 時間）や特別条項の 1 年についての延長時間（年 720 時間）、時間外労働と休日労働の合計で単月 100 時間・複数月平均 80 時間の要件は、両方の事業所の時間数を通算するのか？

A：36 協定は事業場における内容を規制するため、特定の労働者が転勤した場合は通算されない。

【年次有給休暇の 5 日取得義務について】

Q：有給 5 日取得義務対象者は、比例付与の対象者であって、前年度繰越分の有給休暇と当年度付与分の有給休暇を合算して初めて 10 労働日以上となる者も含まれるか？

A：含まれない。

※ただし、比例付与対象者であっても勤続年数により 10 労働日以上付与される場合は対象となりますのでご注意ください。



Q：一度、使用者が指定した時季（法第 39 条 7 項）を、使用者又は労働者が事後に変更できるか？

A：使用者側からであれば可能である。

※原則、労働者からの変更はできないが、変更の希望があれば、使用者は尊重すべきである。

■ 働き方改革関連法により 2019 年 4 月 1 日改正安全衛生法が施行されます

厚生労働省より『「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」』という資料が公表されました。産業医を選任している企業では、4 月に開催する衛生委員会等から産業医へ報告すべき事項が増えているとともに、労働者が産業医を活用するためフローなどの周知義務が課せられます。今一度ご確認ください。

●産業医等が労働者の健康確保のための活動を行いやすい「環境」整備のため、会社は情報提供を行う必要があります。（改正安衛法第 13 条第 4 項他）

「時間外・休日労働時間が 1 月当たり 80 時間超の労働者氏名・超えた時間に関する情報」について、該当者がいない場合は？

→「該当者がいない」という情報を産業医に情報提供する必要があります。



●産業医等の業務内容等の周知（改正安衛則第 98 条の 2）

事業主は、以下について、①事業場に掲示または備えつけ、②書面を労働者へ交付、③事業場内のイントラネット等の電子掲示板への掲載などの方法で、労働者に周知しなければならない。

- a. 産業医の業務の具体的な内容
- b. 産業医に健康相談を申し出るときの方法
- c. 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱方法（「健康情報等取扱規程」の整備）

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

